



女性を雇用する上でのルール

2017年1月現在

募集及び採用に係る差別の禁止 男女雇用機会均等法第5条

募集及び採用に関して、性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません。

性別を理由とする差別的扱いの禁止 男女雇用機会均等法第6条

職種及び雇用形態、人員配置、昇進、教育訓練、福利厚生等の措置、退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新について、性別にかかわらず取扱わなくてはなりません。

女性労働者に係る措置に関する特例 男女雇用機会均等法第8条

職場における機会や待遇等の、男女間の格差を是正するために女性を有利に取扱う措置（ポジティブ・アクション）は、法律違反にあたりません。

婚姻、妊娠、出産に係る差別の禁止 男女雇用機会均等法第9条

女性労働者の婚姻、妊娠、または出産したことを退職理由としてあらかじめ定めてはならず、それらを理由に解雇や不利益な取扱いをしてはいけません。

産前・産後休業等 労働基準法第65条

産前6週間（双子以上の妊娠の場合は14週間、女性が請求した場合に限ります）、産後は8週間、女性を働かせてはいけません（ただし、産後6週間を経過後に、女性本人が希望し、医師が支障ないと認めた業務については、働かせても構いません）。また、妊娠中の女性が希望した場合には、ほかの軽易な業務に転換させなければなりません。

妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限等 労働基準法第66条

変形労働時間制がとられる場合であっても、妊産婦が希望した場合には、1日及び1週間の法定時間を超えて働かせてはいけません。また、妊産婦が希望した場合には、時間外労働、休日労働、または深夜業をさせてはいけません。

育児休業の取得 育児・介護休業法第5条

生後1年に達しない子どもがいる場合、性別にかかわらず育児休業を取得することができます。

不利益取扱いの禁止 育児・介護休業法第10条

企業は、労働者が育児休業を申出たり、取得したことを理由に、解雇やそのほか不利益な取扱いをしてはいけません。

介護休業の取得 育児・介護休業法第11条

2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族がいる場合、1人につき通算93日まで介護休業を取得することができます。

子の看護休暇、介護休暇の取得 育児・介護休業法第16条の2、第16条の5

小学校就学未満児を養育する労働者または、要介護状態にある対象家族を介護する労働者から申出があった場合、1人につき年5日、2人以上は年10日まで休暇を与えなくてはなりません。

所定外労働の制限 育児・介護休業法第16条の8、第16条の9

3歳未満の子どもを養育する労働者または、要介護状態にある対象家族を介護する労働者から請求があった場合、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

時間外労働の制限 育児・介護休業法第17条、第18条

小学校就学未満児を養育する労働者または、要介護状態にある対象家族を介護する労働者から請求があった場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。

所定労働時間の短縮措置等 育児・介護休業法第23条

3歳未満の子どもを養育する労働者または、要介護状態にある対象家族を介護する労働者の申出があった場合、勤務時間の短縮等を認めなければなりません。

助成金・相談窓口一覧

2017年1月現在

奨励金

愛知県女性の活躍促進奨励金

女性の活躍を促進するための体制の整備や、女性従業員の能力向上に資する研修の実施等に新たに取り組んだ企業に上限10万円を支給。

要件

- ・愛知県が募集する「女性の活躍促進宣言」を提出していること。
- ・常時雇用する従業員数が300人以下であり、原則として愛知県内に本社があること。
- ・県が定めた取組を新たに実施したこと。

お問合せ：愛知県県民生活部男女共同参画推進課 ☎052-954-6657

両立支援等助成金

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

3か月以上育休取得者の代替要員を確保し、育休取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に、育休取得者1人あたり50万円を支給（対象労働者が期間雇用者の場合等、10万円加算有）。

育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」等を作成し、プランに基づき労働者に育児休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に、育休取得時と職場復帰時に各30万円を支給。

出生時両立支援助成金

男性労働者が育休を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性労働者に一定期間の連続した育休を取得させた事業主に、中小企業の場合は1人目60万円（2人目以降15万円）を支給。

介護離職防止支援助成金

仕事と介護の両立のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」を作成し、プランに基づき介護休業等、介護関係制度を利用・復帰させた時に、中小企業の場合は介護休業60万円、ほかの介護制度30万円を支給。

女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に30万円を支給。

加速化Aコース

「取組目標」を達成：30万円

加速化Nコース

「数値目標」を達成：30万円

お問合せ：愛知労働局雇用環境・均等部企画課 ☎052-219-5511

相談窓口

相談内容	お問合せ	電話番号
均等法、育児・介護休業法についての相談	愛知労働局雇用環境・均等部指導課	052-219-5509
労働問題に関するあらゆる分野の相談	愛知労働局労働相談コーナー	052-972-0266
企業経営アドバイス、経営相談	公益財団法人あいち産業振興機構	052-715-3070